

NCEES/JPEC による東京でのPE 試験が開始されて1年を経過。試験合格後、米国各州へ登録される方が続々と誕生している。PE 登録されるということは、たとえ市民権がなくともその州の一員となることである。従ってその州のPE 法や関連する環境がどのような事情にあるかを理解しておくことが重要で、それがPE 登録手続きを円滑に進める鍵ともなる。

各州のPE 登録要領については、昨年JSPE が発行した「PE 試験受験TIPS 第2 版」中に各州1 葉のわかりやすい説明があるが、この新連載では各州のPE 法やPE ボードニュースなどをできる限り読み込んで、各州PE 登録のナマの事情に触れることを目指す。

新連載第一回は、JSPE 会員にとって最も馴染みの深いオレゴン州である。



## 1. オレゴン州PE ボード・PE 法の構成

Oregon State Board of Examiners for Engineering and Land Surveying (略称Osbeels : <http://osbeels.org/>)は州都Salem にオフィスを構える州知事任命の半独立委員会であり、S.Laszlo, PEを委員長とする計9 名のボードメンバーとM.Lopez 事務局長以下10 名のスタッフより構成されている。

Osbeels はほぼ隔月で委員会を開催し、PE 受験/登録/更新の審査、州法違反事例の審査、州規則の改正検討等の業務をこなしているが、この委員会議事録 (Board Minutes) が数ヶ月遅れではあるがほぼ全文Web サイトに公開されるという特長がある。これは他州のPEボードではあまり例のない特長であり、オレゴン州のリベラルな政策方針、および日本人を含む外国人PE が多いという事情が背景にあるように思われる。PE 法は、州法 (Oregon Revised Statute Chapter672: ORS672) と州規 (Oregon Administrative Rule Chapter820: OAR820) より構成されており、私達がPE ライセンス登録や更新の際、必ず参照する必要があるのはOAR820 である。



OSBEELSが入るビル



Board President  
Susanna Laszlo

## 2. 今年は州規則改正の“当たり年”

この1年間のBoard Minutes とニュースレター“Oregon Examiner”を通読して発見したことは、今年が関連州規則をほぼ10 年ぶりに大きく整理・改正する当たり年であるということである。規則改正の要点は次のとおり。

- (1) ライセンスを休止 (Inactive) , 停止(Delinquent), および復活させる際の手続きを明確にする
- (2) 各種手数料を改定 (値上げ) する… 登録 : 110→250 ドル, 更新 : 40→90 ドル  
(注 : ここでいう「登録」は他州のライセンス保持者を受け入れ認定する場合 (Comity) を指し, NCEES /JPEC 試験合格者を初めて登録する場合(First Licensure)は, 上記登録料に受験相当費用などを加算した375 ドルという新料金が設定されている)
- (3) 受験申込み期限の早期化… 10 月受験 : 7 月15 日→6 月1 日, 4 月受験 : 1 月15 日→12 月1 日 (注 : オレゴン州で受験する場合の変更であり, 東京で受験する場合の申込み期限はJPEC 規定による)
- (4) 電子的なPE スタンプ (Digital Signature) を認める
- (5) ライセンス登録の3つのケース (Exam, Comity, First registration) 毎にReference 要件を明確化する
- (6) 非 ABET 学歴認定の第三者機関をECE からCPEES に変更しようとする動き

筆者も含めオレゴン州へPE 申請を行った経験のある人からは, 手続きが遅い, ルールがわかりにくいといった声をよく聞かすが, これらの規則改正案からは料金値上げという代償を伴いながらも, ルールを現状にあわせて明確にし, ライセンス申請者・保持者, ひいては公衆への利便性を向上させようという意図がうかがえるように思う。

### 3. Reference とABET 適合認定について

東京PE 試験に合格しオレゴン州での登録申請を目指す方々が, 特に理解しておく必要があるのは2.の(5)(6)であり, 詳細に解説する。また2 の(2)の新登録料金については本magazine 前号に掲載された北林PE 合格・登録体験談に生々しく説明されているので参考にされたい。

#### Reference に関する州規則改正動向 (OAR820-010-0200,0204,0212(新),0255 )

現行	改正案
<p><b>-0255 Reference</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Each reference must have knowledge of the applicant's work for a period of at least one year.</li> <li>・ A minimum of five references is required by the Board</li> <li>・ At least three of the five references must be registrants in the field of practice in which the applicant seeks to be registered.</li> <li>・ Qualifying experience accrued by the applicant shall be certified by the person supervising the work</li> </ul>	<p><b>-0255 References Qualification</b></p> <p>A reference is qualified if they have knowledge if the applicant's technician work or professional work</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) References are attesting to the applicant's ability and/or professional experience</li> <li>(2) Professional references must be registrants in a NCEES jurisdiction</li> </ul>
<p><b>-0204 First PE registration</b> (reference に関する規定はなし)</p>	<p><b>-0204 First PE registration</b> (新設) <b>-0212 PE registration by Examination</b></p>

	<p>(1) Five references per -0255, three of whom hold registration in a NCEES jurisdiction, are needed</p> <p>(2) Qualifying experience accrued by the applicant must be accompanied by a reference that supervised the work product</p>
<p><b>-0200 PE registration by Comity</b> (reference に関する規定はなし)</p>	<p><b>-0200 PE registration by Comity</b></p> <p>(1) Five references per -0255, three of whom hold registration in a NCEES jurisdiction, are needed</p> <p>(2) Qualifying experience accrued by the applicant must be accompanied by a reference that verifies the applicant's work</p>

現在のOAR820-010-0255 では「リファレンス 5 人のうち 3 人は応募者と同一分野の現役PE であること」「応募者の実務経験はSupervise した人が保証する」が規定されているが、これを『リファレンスとなる現役 PE のうち少なくとも一人は応募者の実務を 1 年以上監督していなければならないと解釈する』と言われてきた。上記の規則改正案は、この点が明文化され解釈の余地を無くしたものと言える。また他州ライセンス保持者がオレゴン州に相互登録 (comity) する場合のリファレンスが“supervisor”ではなく“verifier”でよいと明文化されることも、当然の内容ではあるが参考になる。

非 **ABET** 学歴認定の第三者機関に関するルール改正動向 (OAR820-010-0227 )

現行	改正案
<p><b>-0227 Educational Qualification to take FE exam based on non-accredited degrees</b></p> <p>Degrees from educational institutions not identified per -0225 may be considered as qualifying if they are evaluated by ECE, AACRAO, or CPEES</p>	<p><b>-0227 Educational Qualification to take FE exam based on non-accredited degrees</b></p> <p>Degrees from educational institutions not identified per -0225 may be considered as qualifying if they are evaluated by CPEES</p>

近年PE 登録時のABET 適合審査が厳格化される傾向にあり、オレゴン州でも2007 年より日本人を含む全ての非ABET 学歴保持者※に米国内の第三者機関認証を義務づけるようになっている。(※現状日本国内の工学系大学でABET 認証を取得しているところは皆無と言われている)

上記の改正案は、この非ABET 学歴の指定認証機関を現在よく使われるECE からCPEES に変更しようというものである。筆者も2007 年にECE へABET 適合評価を申込み無事認定評価書を手にしたが、ECE は日本の大学が発行する卒業証明書、成績証明書 (transcription) でおおむね受理するのに対し、CPEES はそれらに加えて履修内容説明書(course description)を要求すると言われている。従い、この規則改正案が通ると、オレゴン州に登録する場合の手続きハードルが少し上がることになる可能性がある

ので注意が必要である。

ECE : Education Credential Evaluators Inc. <http://www.ece.org/>

(ミルウォーキーにある民間機関)

CPEES : Center for Professional Engineering Education Services

<http://www.cpees.org/> (NCEESの附属機関)

東京PE 試験に合格しオレゴン州での登録申請を目指す方々が留意しておかなければならない一つのポイントはOAR820-010-0204 にある次の規定である。これは東京PE試験の合格証書をNCEESが発行した日付から2年以内にオレゴン州への登録申請を行わなければならないことを意味している。

#### **-0204 First PE registration**

Applicants who are not registered in another jurisdiction but who meet all the requirements for registration in Oregon may be considered for registration if the application is submitted within two years following passing the practical examination as a professional engineer in another jurisdiction.

#### **4. SSN (Social Security Number) の扱い**

多くの日本人や韓国人がオレゴン州PE として登録されていることから明らかなように、オレゴン州のPE 法・PE 規則の中には、米国市民権を有していることやオレゴン州に居住していることを求める条項はない。ただし、州法ORS25.785(1)に次のような規定があることから、PE ライセンス申請時にSSN の提示を要求されることとなり、日本人を悩ませる。しかし、日本人の登録申請に対してOsbeels は「日本の年金番号を代用して良い」との便宜を図ってくれている。これは上記ORS25.785(2)の例外条項を運用しているものと解釈できる。ORS25,785(3)には「ボードに対して虚偽の申告を行ってはならない」とあり、正確に自分の年金番号を申告しなければならない訳である。

#### **ORS25.785 (抜粋).**

(1) Any state agency or board that is authorized to issue a professional license or registration shall require that an individual's Social Security number be recorded on an application or renewal of registration

(2) A state agency, board or commission described in subsection (1) of this section may accept a written statement from an individual who has not been issued a Social Security number by the United States Social Security Administration to fulfill the requirement in subsection (1) of this section.

(3) An individual may not submit to a state agency, board or commission a written statement described in subsection (2) of this section knowing the statement to be false.

## **5. ライセンス更新時のCPD (Continuous Professional Development) 監査**

現在オレゴン州登録のPE は約15000 名とされており (PE Magazine June 2007) , 更新周期が2年であることから, 毎年約7000 名が更新手続きを行っていることになる。今年3 月から5 月のBoard Minutes を読むと, 更新対象者の中から無作為に364 名が抽出されCPD監査(Audit)を実施したところ, 数名のCPD 申告が不十分と判定され, 1000 ドルの罰金と2年間のライセンス停止処分が課されたとある。PE ライセンス保持者の責務としてCPD の裏付けをしっかり作成・取得しておくことが重要であると改めて認識される。

## **6. 韓国人受験申請者が急増**

Board Minutes を読んで気付くことは, ほぼ毎回数10 名を超える韓国からの受験申請があり, その審査にかなりの時間を割いていることである。9 月のBoard Minutes によれば, 10 月のオレゴン州PE/FE 試験受験者は総数915 名で, うちオレゴン州 (Eugene 市) で受験する人はわずか327 名, 残り588 名は州外・国外で受験するとある。588 名のうちどれだけが韓国ソウル基地での受験者であるかは不明であるが, 韓国の場合PE 試験だけでなくFE試験もオレゴン州への申請に依存しなければならない事情があるようだ。来年4月より, JPEC 東京試験と同様なNCEES 直轄PE/FE 試験が韓国技術士会 (KPEA) を窓口として行われる動きにあるのはこうした事情が背景になっているものと思われる。なお, 多くの韓国人受験申請に混じて日本人の現地受験申請も毎回数名見られる。

## **7. PE 法違反事例への対処**

ニュースレターには毎号, PE 法・規則に違反して罰金1000 ドルを課した事例が実名入りで公開されている。Code of Ethics の理念がPE ライセンスの信頼と権威を守るため忠実に実践されていることがわかり, 読みながら思わず背筋を正さざるを得ない部分である。

## **8. オレゴン州独自の試験**

オレゴン州は北隣のワシントン州と共に, 森林と河川の資源に恵まれた州であり, こうした事情を反映するのか, Forest (林業)のPE 試験を独自に実施しているほか, Water Right Examiner(水利権資格)という独自資格をPE 保持者に上乘せで認証するという制度も運用している。この他 Acoustic (音響学)という独自のPE 試験も実施しているようだ。

## **9. まとめ**

とかく対応が悪いという風評が多かったオレゴン州ボードであるが, 今年からルール改正と料金改正を伴う改革の動きにあるということがBoard Minutes やOregon Examiner から窺うことができた。日本からオレゴン州へのPE 登録申請は今後再び増えていくと思われるので, ルール改正とその運用の動向を引き続きウオッチしていきたい。

～ 次回はオレゴン州の北隣, シアトルで有名なワシントン州です。